

## ひょうしんローンカード規定

### 1.(カードの利用)

ひょうしん各種カードローンカード(以下「ローンカード」といいます。)は、当金庫および提携金融機関のオンライン現金自動支払機(現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます。)および支払機または当金庫本支店の窓口において貸越金の随時返済をする場合に利用することができます。

### 2.(支払機の利用手数料)

- (1) 当金庫の支払機を利用して払戻す場合、当金庫所定の支払機利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 提携金融機関の支払機を利用して払戻す場合、または随時返済をする場合、その提携金融機関が支払機利用手数料(以下「手数料」といいます。)を定めているときは、提携金融機関に対し所定の手数料を支払っていただきます。
- (3) 当金庫は前項の手数料を、提携金融機関の請求にもとづき支払機利用日付をもって自動的に貸越を行い、その貸越金をもって提携金融機関に支払います。

### 3.(支払機による払戻し)

- (1) 支払機を利用して払戻しをするときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより正確に入力してください。この場合、借入請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは1千円単位とし、1回あたりの払戻金額は当金庫(提携金融機関の支払機利用の場合は、その提携金融機関)が定めた範囲内とします。
- (3) 支払機を利用して払戻す場合、払戻金額と手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、払戻すことができません。

### 4.(随時のご返済)

- (1) 支払機を利用して随時のご返済をするときは、支払機にローンカードを挿入し、ボタンにより操作してください。
- (2) 支払機による随時のご返済は1千円単位で、当金庫(提携金融機関の支払機利用の場合は、その提携金融機関)が定めた範囲内とします。
- (3) 支払機を利用しないで随時の返済をするときは、当店の窓口でローンカードを提示することによりご返済できます。

### 5.(支払機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻し(1千円単位)または返済することができます。
- (2) 前項による取扱いは、当金庫所定の用紙に氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

**6 .(お借入れ、ご返済の明細)**

ローンカードによりお借入れまたはご返済いただいた金額の明細は、毎年3月・6月・9月・12月末日現在に前3か月分をお届けいたします。

**7 .(カード発行手数料)**

ローンカードの発行・再発行にあたっては当金庫の定める発行手数料をお支払いいただきます。

**8 .(規定の準用)**

この規定に定めのない事項については、各カードローン契約書の各条項によります。